

事務連絡
令和8年1月21日

介護保険事業所管理者 各位

花巻市福祉部長寿福祉課

過誤申立に伴う高額介護サービス費の返還事務について（お知らせ）

当市の介護保険行政につきましては、日頃よりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、利用者の介護保険サービスの自己負担額について、ひと月あたりの限度額を超えた際には、超過分を「高額介護サービス費」として、本人等の口座へ支給しております。

しかしながら、事業所の請求誤りにより過誤申立が発生し、利用者の自己負担額が減額する場合、既に支給している高額介護サービス費が「過支給」となるため、利用者から当市に對して差額分の返還が必要になります。

その際、利用者の利便性や返還漏れを防ぐ必要があることから、請求誤りをした事業所が利用者から委任を受けて、当市へ返還していただきたく存じます。また、過誤及び返還については、事業所の責任において利用者へご説明いただきたく存じます。

つきましては、貴事業所内にて情報共有していただきとともに、引き続き介護給付費の適正な請求事務に努めていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

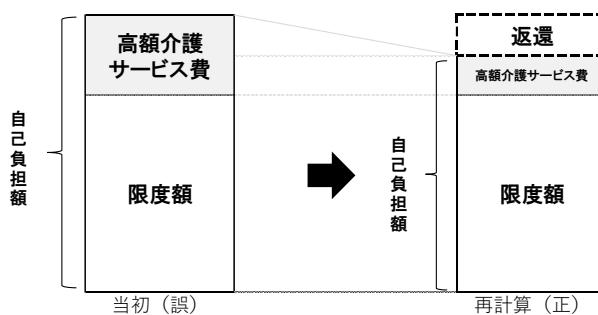
記

1. 高額介護サービス費について

介護保険法第51条及び第61条に基づき、利用者のひと月あたりの自己負担額が基準額を超えた場合、その超過分を市から利用者に対して支給することとされています。

2. 過誤申立による高額介護サービス費への影響について

請求誤りによって自己負担額が減額になる場合、再請求された給付実績に基づき高額介護サービス費の支給額を再計算します。差額分は市へ返還する必要があります。



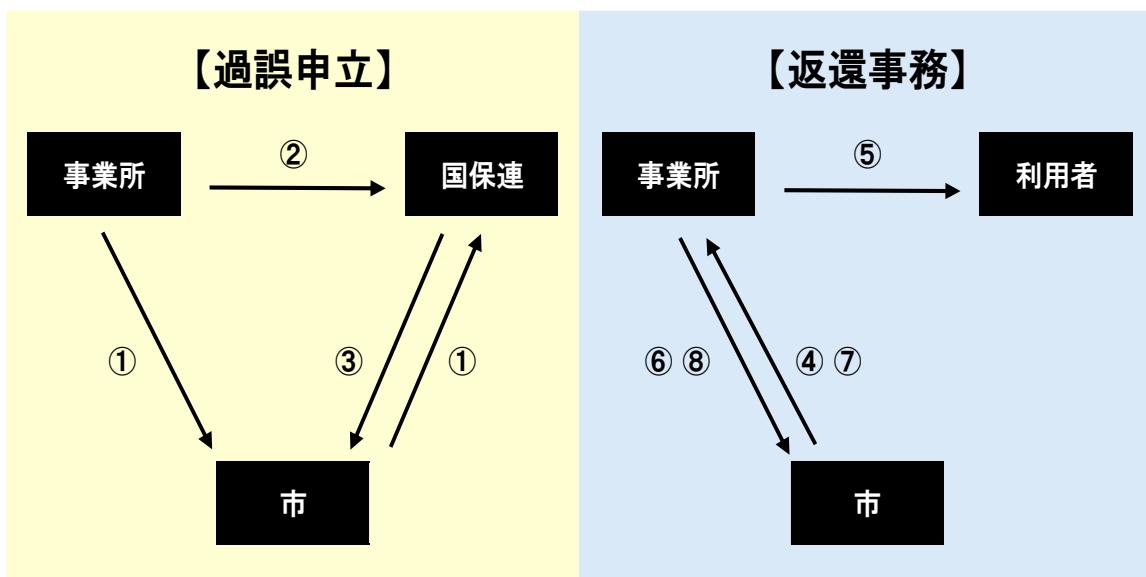
3. 市への返還・利用者への説明について

- 提出された過誤申立依頼書の対象者のうち、高額介護サービス費の返還が必要と思慮されるケースが発生した場合、市から事業所へ連絡を行い、内容を確認いたします。
- 返還事務は、原則、請求誤りをした事業所が利用者から委任を受けて、当市へ返還いただきたく存じます。そのため、利用者から「同意書兼委任状」を取得いただく必要があります。
- また、事業所から利用者への返金に際し、既に当市から支給している高額介護サービス費の返還が必要である旨、必ず説明を行ってください。

4. 過誤申立・返還事務の流れ

- ①過誤申立を行い、請求を取り下げる【事業所→市→国保連】
- ②再請求を行う【事業所→国保連】
- ③翌月以降に変更後の実績を受理し、高額介護サービス費の再計算を行う【国保連→市】
- ④返還事務が必要と思慮されるケースについて、内容の確認を行う【市→事業所】
- ⑤過誤及び返還について説明し、『同意書兼委任状』の記入を依頼する【事業所→利用者】
- ⑥『個人情報目的外利用（外部提供）申請書』『同意書兼委任状』を提出する【事業所→市】
- ⑦返還に係る通知文書及び納付書を送付する【市→事業所】
- ⑧金融機関等にて返還金を納付する【事業所→市】

※⑤⑥の各種様式については、電子メール等により提供いたします。



担当：花巻市福祉部
長寿福祉課介護保険係
TEL：0198-41-3578（直通）